

J T A 法 日本跆拳道創始者優秀門人認定法

ナナシュウシ

七蹴士

第2号認定 森 慎治 (福岡筑紫野跆拳道クラブ)

ロングコート贈呈

2016年以来、下記の要件に該当した日本テコンドー協会少年少女部出身者を「日本跆拳道創始者優秀門人」と認定し、その証として日本跆拳道創始者・河明生宗師範よりロングコートが贈呈されることとなりました。

2019年11月23日(土)夜、後樂園ホール(東京ドーム)開催の

第30回全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会において、少年少女部出身者の森 慎治が

A級蹴武型(一般・男女混合試合)に優勝し、日本跆拳道創始者優秀門人と認定され、日本跆拳道創始者よりロングコート(アディダス)が贈呈されました(副賞は背広)。

2016年11月授与された福島良菜に次ぐ第2号となります。



言記

日本跆拳道創始者優秀門人「七蹴士」認定法

2017年1月1日制定

立法者 河 明生

第1条 七蹴士の趣旨

日本跆拳道は修行過程を通じて優れた非認知能力を涵養した「文武両道の青少年少女」の輩出を目指している。優れた非認知能力の核心は、日本跆拳道七大精神に表徴されている「善の精神」の涵養である。各種研究によれば、幼い頃から「善の精神」を涵養すると、健全な志向が高まり、学力も向上し、長じて優れた人格者となって国家社会に優位な人材になる確率が高くなる、と主張されている。（日本以外の先進国の場合、「善の精神」の涵養は、有史以来、宗教が担っているといわれている）

優れた非認知能力の涵養は、ある程度、人格の基礎ができあがっている思春期よりも、その前が望ましい。日本の学校制度上、望ましい時期は、小学生低学年である。

幼い頃から日本跆拳道を鍛錬し、努力しながら一步一步、帯の色をかえるという「努力の持続性」の涵養。その過程で必須となる日本跆拳道七大精神にそった小論文・作文を通じた「善の精神」の涵養。負けても負けても大会（試合）にエントリーし続けるという「諦めない心と負けじ魂の涵養」等々、日本跆拳道を通じた環境は、非認知能力を高める上で効果があると考えている。

だが、日本テコンドー協会は、ルールに基づき優劣を競う競技武道を奨励する団体でもある。競技武道は、優秀な模範の存在、目標となる優秀な選手の存在が不可欠である。しかし、競技能力だけの選手は、日本テコンドー協会には不要である。

日本テコンドー協会に必要なのは、幼い頃から「善の精神」＝日本跆拳道七大精神を涵養し、競技能力にも秀でた優秀な模範選手である。

2016年11月、第27回全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会において福島良菜（小学校1年生入門、A級蹴武型優勝、最優秀選手賞ITA杯受賞）、

2019年11月、第30回全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会において森慎治（小学校1年生入門、A級蹴武型優勝）等、少年少女部出身の優秀な模範選手の誕生を、日本跆拳道創始者は待ち望んでいた。

人間には寿命がある。

長く生きながらえたととしても、高いクオリティーを持続することは容易ではない。

日本跆拳道創始者も例外ではない。

日本跆拳道創始者は、自己の死後も、日本跆拳道を支えて行く後継門人の登場を期待している。

後継門人の中で、少年少女部からの生え抜きが7名もいれば立派な武道団体として存続できる確率が高くなる。

「七蹴士」と命名する。

このたび森慎治を後継門人候補と認定した。七蹴士第2号である。

森本人には

「他に仕事を持ちながらも、日本跆拳道の師範を目指しなさい」

と伝えている（むろん拘束力もなく、仮にそのような道を選択しなかったとしても道義的責任はまったくない）

今後、5名、国籍、民族、性別を問わず認定し、
その証として日本テコンドー協会マーク付きのロングコートを贈呈する。

第2条 七蹴士要件

- 1, 日本跆拳道に児童期（小学生以下）に入門していること。
- 2, 休会等がなく、持続的に日本跆拳道道場で修練していること。
- 3, 全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会の次の種目で優勝していること。

① A級男子組手

② A級女子組手

③ A級蹴武型

第3条 七蹴士認定

- 1, 七蹴士の認定は、日本跆拳道創始者が生存中に限る。
- 2, 七蹴士の定員は、7名とする。
2020年1月現在、残認定者数は5名である。
- 3, 創始者は、七蹴士の認定の証として、日本テコンドー協会マーク付きのロングコートを贈呈する。